

放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第十二条第一項第三号の放射性同位元素装  
備機器を指定する告示

平成十七年七月四日 文部科学省告示第九十三号

最終改正：令和元年六月十日 原子力規制委員会告示第一号

放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第十二条第一項第三号の原子力規制委員会  
が指定する放射性同位元素装備機器は、次のとおりとする。

- 一 集電式電位測定器
- 二 熱粒子化式センサー